

8 措置公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 7 年 12 月 2 日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第 19 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡市監査委員	大 森 一 馬
同	池 田 良 子
同	高 木 三 郎
同	千々松 英 樹

1 監査報告と措置の件数

7 監査公表第 5 号（令和 7 年 5 月 22 日付 福岡市公報第 7146 号(別冊)公表) 分

…28 件

2 講じた措置の内容

別紙のとおり

【目次】監査結果に対する措置状況（令和6年度-第2期-定期監査）

No. 〈年度-監査種別(期)- 事務or工事-通し番号〉	公表日	公報	対象局区等	対象課	結果区分	件名	措置状況	通知日
R6-定期2-事-1	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.4	福祉局	認知症支援課	指摘	借損料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-事-2	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.4	福祉局	認知症支援課 （ユマニチュード推進課関連）	指摘	印刷消耗品費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-事-3	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.4	福祉局	介護保険課	指摘	委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-事-4	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.4	保健医療局	生活衛生課	指摘	補助金支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-事-5	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.5	保健医療局	環境科学課	指摘	行政財産の目的外使用許可及び使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-事-6	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.5	農林水産局	青果市場	指摘	会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-事-7	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.5	住宅都市局	Smart EAST基盤整備課	指摘	補償金の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-事-8	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.6	博多区役所	子育て支援課	指摘	資金前渡事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-事-9	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.6	早良区役所	福祉・介護保険課	指摘	委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-事-10	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.7	西区役所	子育て支援課	指摘	債権管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-1	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.8	市民局	課長(区庁舎担当)	指摘	契約変更を適正に行うべきもの [重点事項]	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-2	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.9	環境局	工場整備課	指摘	空調設備工事の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-3	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.9	環境局	施設課	指摘	土工量の算出を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-4	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.10	環境局	施設課	指摘	土工量の算出を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-5	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.10	環境局	臨海工場	指摘	炉内耐火物補修の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-6	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.10	住宅都市局	整備課	指摘	共通仮設費、構造物取壊し工及び溶出試験費他の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-7	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.11	住宅都市局	植物園	指摘	給水設備工事及び共通費の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-8	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.11	住宅都市局	整備課	指摘	建設リサイクル法を遵守すべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-9	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.12	東区役所	維持管理課	指摘	支払業務を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-10	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.12	水道局	設備課	指摘	配管工及び鋼製架台製作工の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-11	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.13	水道局	設備課	指摘	建設リサイクル法を遵守すべきもの [重点事項]	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-12	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.13	財政局	設備課	指摘	設計変更を適正に行うべきもの [重点事項]	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-13	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.14	財政局	設備課	指摘	配管材及び共通費の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-14	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.14	財政局	設備課	指摘	空調設備工事の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-15	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.15	財政局	設備課	指摘	機器搬出入費の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-16	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.15	財政局	設備課	指摘	空調設備工事の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-17	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.16	財政局	設備課	指摘	給排水設備工事の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.12.2
R6-定期2-工-18	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.16	財政局	設備課	指摘	契約変更を適正に行うべきもの [重点事項]	措置済	R7.12.2

監査結果に対する措置状況（令和6年度-第2期-定期監査）

年度	監査種別		番号	公報		対象所属		監査の結果		措置の状況・市の見解		通知日	
				公表日	号	市区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容		
R6	定期監査	第2期	事務	1	（第71465号） R71465号 別冊22	P	福祉局	認知症支援課	指摘	借損料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。 しかしながら、会議室借上に係る借損料について、請求日から30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。 借損料の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。	措置済	支払については、適法な支払い請求を受けた日から30日以内に行わなければならないが遅延したため、令和6年12月に政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、遅延利息の支払いについて相手方へ説明を行った。その結果、相手方より遅延利息の受領を放棄する旨の申し出を受けたため、遅延利息は支払わないこととした。 また、指摘内容について部内で共有の上、令和6年12月及び令和7年4月に適切な事務処理に向けた部内研修を実施し、複数の職員による進捗管理体制を整備するとともに、管理監督者が財務会計システム上で支払状況を定期的に確認することで再発防止に努めている。	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	事務	2	（第71465号） R71465号 別冊22	P	福祉局	（ユマニチュード） 認知症支援推進課 （関連）	指摘	印刷消耗品費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。 しかしながら、書籍の購入に係る印刷消耗品費等11件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要していた。 請求のない債権者へ連絡を行う等の対応を行っているものもあったが、支払いまでの処理状況の確認が不十分であったため、上記11件が発生していた。所属においてチェックリスト等で処理状況の確認を徹底するなどの対策を講じ、速やかに事務処理を行われたい。	措置済	印刷消耗品費等の支払いについては、指摘内容について部内で共有の上、令和6年12月及び令和7年4月に適切な事務処理に向けた部内研修を実施するとともに、複数の職員による進捗管理体制を整備した。 また、不定期に発生する支出事務については、処理漏れ防止のため、令和7年4月から新たに庁内のシステムを活用し、支払期限が近づいたら関係者に自動でメール通知されるように設定した。 債権者に対しては履行完了確認時に速やかに請求手続きを行うよう指導するとともに、請求書の提出がない場合の催促を徹底するなど再発防止に努めている。	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	事務	3	（第71465号） R71465号 別冊22	P	福祉局	介護保険課	指摘	委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。 しかしながら、納入通知書発送等業務に係る委託料について、請求日から30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。 委託料の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。	措置済	遅延利息金については、令和7年2月に、相手方へ状況の説明を行ったところ、受領について放棄する旨書面で申出があったため、遅延利息を支払わないこととした。 指摘内容については、部内での共有や、適切な事務処理に向けた課内研修を令和7年4月に実施した。また、支払処理の遅延や漏れを防止するため、チェックリスト等を活用するとともに、管理監督者が財務会計システム上で支払状況を定期的に確認することで再発防止に努めている。	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	事務	4	（第71465号） R71465号 別冊22	P	保健医療局	生活衛生課	指摘	補助金支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 補助金支出事務は、福岡市補助金交付規則、補助金事務の手引き等に基づき適正に実施しなければならない。 しかしながら、令和3年度、同4年度及び同5年度の福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金において、実績報告書の提出がないため交付決定取消の対象となる全ての補助事業者について、取消しではなく、補助事業者の名で補助金交付申請取下書を作成し、これを付して決裁を受けることにより、交付申請が取り下げられたものとしていた。 補助金支出事務に当たっては、福岡市補助金交付規則、補助金事務の手引き等を確認のうえ、組織として適正に実施するよう十分注意されたい。	措置済	福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金については、福岡市補助金交付規則及び補助金事務の手引きに則り、交付決定後に実績報告書の提出がない補助事業者については、交付決定取消を行うよう課内で周知を図り、令和6年度交付分から適正な事務処理を実施した。 令和7年4月に改めて課内研修を実施し、適正な補助金交付事務について周知徹底するとともに、福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金交付要綱を改正して、交付決定取消に関する規定及び様式を追加し、再発防止を図っている。	R7.12.2

監査結果に対する措置状況（令和6年度-第2期-定期監査）

年度	監査種別		番号	公報		対象所属		監査の結果		措置の状況・市の見解		通知日	
				公表日	号	局区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容		
R6	定期監査	第2期	5	（第7146号別冊）	R74.6522	P.5	保健医療局	環境科学課	指摘	<p>行政財産の目的外使用許可及び使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>行政財産の目的外使用許可及び使用料の徴収は、福岡市行政財産使用料条例、福岡市公有財産規則等に基つき適正に実施しなければならない。</p> <p>しかしながら、福岡市保健環境研究所に平成9年度から設置を許可している簡易型携帯電話システム基地局について、平成23年10月に高速無線通信機器等の増設を承認したことにより、新たに携帯電話基地局として目的外使用許可し、建物及び土地の適正な価額により算定した使用料を徴収する必要があったが、「簡易型携帯電話システム基地局の設置に係る行政財産目的外使用許可の取り扱いについて」（平7.8.29財管第471号財政局長通知）に基づく目的外使用許可を継続・更新し、同通知に定める単価により算定した使用料を徴収していた。</p> <p>行政財産の目的外使用許可及び使用料の徴収に当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p>	措置済	<p>行政財産の目的外使用許可については、「公有財産管理事務の手引き」に基づき、財産活用課への合議等適正な事務手続きを経るよう令和7年4月に課内研修を実施するなど、再発防止のための周知徹底を図っている。</p> <p>また、携帯電話基地局の同使用許可に基づく使用料については、令和7年6月の不動産価格評定委員会に諮り、決定された建物及び土地の適正な価額により算出した適正な金額へ改定することとし、徴収事務の適正化を図った。</p>	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	6	（第7146号別冊）	R74.6522	P.5	農林水産局	青果市場	指摘	<p>会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>会計年度任用職員が休日において正規の勤務時間中に行った勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を、休日勤務手当として支給しなければならない。</p> <p>しかしながら、令和3年度、同4年度、同5年度及び同6年度において、休日の正規の勤務時間中に勤務を行わせているにもかかわらず、休日勤務手当を支給していなかった。</p> <p>会計年度任用職員に係る事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。</p>	措置済	<p>休日勤務手当の未支給分については、令和7年4月に追加支給した。</p> <p>再発防止策として、令和7年1月に課内会議を開催し、服務に関する適正な手続きについて、所属職員全員で服務規程の確認を行った。</p> <p>さらに、休日勤務の実績を踏まえ、令和7年度から会計年度任用職員の勤務条件を「休日に勤務を命じない」と変更し、課内で統一した運用とすることで、再発防止を図っている。</p>	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	7	（第7146号別冊）	R74.6522	P.5	住宅都市局	基盤整備課	指摘	<p>補償金の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>移設工事に係る補償金の支払いは、移設補償契約書に基づき支払わなければならない。また、支払いが遅延した場合、契約書で利率を定めていない場合は、法定利息により計算した遅延損害金を支払わなければならない。</p> <p>しかしながら「貝塚駅周辺土地区画整理事業（下水道工事）」に伴う移設工事に係る補償金の支払いについて、移設補償契約書で適法な請求を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないとしているが、30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延損害金を支払っていなかった。</p> <p>補償金の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p>	措置済	<p>遅延損害金については、「契約事務の手引き」に基づき相手方と協議したところ、遅延損害金の支払いは求めない意向であることを確認しているため支払わないこととした。</p> <p>指摘事項については、令和7年4月に支出負担行為等の事務手続きについて課内研修を実施した。また、新たに支払日数チェックシートを作成し、支払期限を可視化させることで組織のチェック体制の強化を図り、余裕を持った支払日とするとともに、管理監督者が財務会計システム上で支払状況を定期的に確認することで再発防止を図っている。</p>	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	8	（第7146号別冊）	R74.6522	P.6	博多区役所	子育て支援課	指摘	<p>資金前渡事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>資金前渡事務は、福岡市会計規則、会計事務の手引、資金前渡事務の手引等に基づき適正に実施しなければならない。また、資金前渡現金出納簿は適正な会計処理が行われていることの証明となるものであって、常に現預金の残高、前渡金の受領実績や支払いの証拠書類と一致しなければならない。</p> <p>しかしながら、令和4年度の「子育て教室親子遊びレクリエーション保険代（7/15開催分）」に係る役務費及び「児童扶養手当支払いにおける資金前渡（7月定例払い準備金）」に係る扶助費の資金前渡において、誤って扶助費の前渡金から役務費を支払ったにもかかわらず、事実と異なる出納内容を記載した精算整理書及び資金前渡現金出納簿を作成していた。そのため、支払いの証拠書類と一致しておらず不適切な事務処理であった。</p> <p>資金前渡事務に当たっては、福岡市会計規則、会計事務の手引、資金前渡事務の手引等を確認のうえ、適正に実施するよう十分注意されたい。</p>	措置済	<p>精算整理書及び資金前渡現金出納簿については、令和6年12月に資金前渡事務の手引に則り、支払いの証拠書類と一致するよう修正を行った。</p> <p>また、令和6年12月の監査実施後、課内で複数人でのチェック体制や処理手順を定めて令和6年12月に書面で課内全体に周知し、経理担当者等が福岡市会計規則、会計事務の手引、資金前渡事務の手引及び研修受講で知識を習得し、再発防止を図っている。</p>	R7.12.2

監査結果に対する措置状況（令和6年度-第2期-定期監査）

年度	監査種別	番号	公報		対象所属		監査の結果		措置の状況・市の見解		通知日	
			公表日	号	市区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容		
R6	定期監査	第2期 事務	9	R714.65.22 別冊	P.6	早良区役所	福祉・介護保険課	指摘	委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、「福岡市安心確保のための生活支援事業業務委託」に係る委託料について、請求日から30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。 委託料の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。	措置済	請求日から支払い日までの30日以内を超えたことについては、マニュアル等で請求日を含んだ30日以内である事の確認を十分に行うことを令和7年2月及び3月に係長を通じて課職員に周知し、さらに令和7年5月に電子回覧にて再度周知した。また遅延利息については、債権者へ状況説明を行ったが、債権放棄の意思表示があった。現在、支払いの際に「支出事務のチェックシート」を担当職員及び係長が確認するとともに管理監督者が財務会計システム上で支払状況を定期的に確認することで、再発防止を図っている。	R7.12.2
R6	定期監査	第2期 事務	10	R714.5.22 別冊	P.7	西区役所	子育て支援課	指摘	債権管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 児童手当、児童扶養手当、第3子手当、災害遺児手当及び子ども手当の返納金について、次のような事例が見受けられた。 行政上の不作為との指摘を受けることがないよう、必要な措置を講じるとともに、福岡市債権管理条例、福岡市債権管理条例施行規則、債権管理マニュアル等に基づき、適正に管理されたい。 ア 債権管理台帳を作成しておらず、債権管理の状況が確認できなかった。なお、児童扶養手当の債務者33名中11名については、令和6年12月に「児童扶養手当 過誤払返納金債務者名簿」を作成していたが、債権管理台帳に必要な項目（督促状の指定期日、延滞金の額、延滞金の収入年月日、時効更新事由、時効更新年月日）の記載欄がなかった。 イ 税外収入金を納期限までに完納しない者がある場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第2条の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないが、督促状を発していないものや、発したことが確認できないものが多数あった。また、令和4年度以降は同5年4月11日と同6年12月18日の2度にまとめて督促していた。 ウ 納期限内に納付しなかった債務者に対して、催告や財産調査を行った事跡が確認できなかった。 エ 督促状発付後に消滅時効の更新措置を講じたことが確認できなかった。また、時効更新から5年を経過した債権については、消滅時効が完成していると考えられるが、不納欠損処理をしていなかった。	措置済	ア 全ての債権について、財産活用課が提示している標準的な様式を基に、債権管理台帳を作成した。 イ 令和7年1月以降は納付がなかった債権については、納期限から20日以内に督促を確実に実行しており、債権管理台帳に記録を残している。 ウ 今後は適切な時期に催告等を行い、債権管理台帳に記録を残す等、適切な事務処理に努める。 エ 現在ある債権について、作成した債権管理台帳に基づき、令和6年度末時点で消滅している債権を確認し、不納欠損処理を行った。 また、以下により再発防止を図っている。 各業務ごとのフォルダで管理していた債権について、すべての担当職員が閲覧可能な共有フォルダに債権管理台帳を格納することで、保存場所を明瞭化し、適切に事務処理を行うとともに、定期的に係長、課長がチェックする。 財政局財産活用課が、例年行っている債権管理研修に転入職員等を必ず参加させ、いつどのような処理を行う必要があるのかを、個々の担当者に確実に修得させるとともに、係内でも定期的に研修を行う。 職員の異動にあたっては、係員間の引継内容を係長、課長へ報告させ、確実に債権管理業務が引き継がれるようチェックする。	R7.12.2

監査結果に対する措置状況（令和6年度-第2期-定期監査）

年度	監査種別		番号	公報		対象所属		監査の結果		措置の状況・市の見解		通知日	
				公表日	号	局等	課	結果区分	内容	措置状況	内容		
R6	定期監査	第2期	工事	1	（第71746号別冊）	P	市民局	課長（区庁舎担当）	指摘	<p>契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>ア 契約変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕</p> <p>博多区新庁舎整備等事業〔総合評価〕[No.2]（契約金額62億8,253万5,600円）</p> <p>本事業は博多区新庁舎及び公園の整備に係る設計及び施工を一括して行う事業である。</p> <p>本事業における契約書第97条によると、発注者又は受注者は賃金水準又は物価水準の変動により各工事費が不適当となったと認められるときは、各工事費の変更を請求できるとされている（インフレスライド条項）。</p> <p>本事業における新庁舎整備工事において、受注者から契約書第97条に基づく工事費の変更請求があったが、同契約書に定める変更の判定を誤った結果、変更請求時における賃金又は物価水準の変動では金額変更の対象外であったにもかかわらず、金額変更の対象として増額変更を行っていたことは不適切であった。</p> <p>今後は、適正な契約変更に努められたい。</p>	措置済	<p>本事業は、事業手法や契約内容の検討、工事の設計・管理など、財政局と連携して取り組んでおり、今回指摘の令和3年実施のインフレスライド（以下、スライド）条項の適用についても共有していた。</p> <p>今回の指摘は、契約書記載の工事費総額ではなく、記載のない建築・設備の各工事費をスライド条項の適否判断に用いたことが原因であり、実務との齟齬が生じたことから、財政局は令和6年度に契約書の文案を改め、各工事費を明記するよう見直しを行っている。</p> <p>今後の本件のスライド協議では、事業者公募時に提出された内訳書に基づく建築・設備の各工事費を算定に用いることとし、指標を超えた工事費にスライド条項を適用するよう受注者と合意を取り交わし、手続きを行うこととした。</p> <p>上記の取り扱いについては、令和7年5月に所属職員及び財政局と確認したうえで、令和7年6月に受注者とも共有している。</p>	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	工事	2	（第71746号別冊）	P	環境局	工場整備課	指摘	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>ア 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>保健環境研究所空調設備更新工事（その4）〔総合評価〕[No.12]（契約金額9,411万4,900円）</p> <p>本工事は保健環境研究所の空調設備を更新する工事である。</p> <p>空調設備工事の積算において、空調機の分割搬入に伴う組立費を誤って計上していなかった。</p> <p>また、空調機の室外機の据付に係る単価の適用が誤っていた。</p> <p>さらに、既設冷却塔撤去工事について、単価及び見積りに対する査定率の適用が誤っており、一部の材料を誤って計上していなかった。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>自動制御設備工事について、諸経費が誤っていた結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	措置済	<p>工事の積算については、設計者及び精査者の確認徹底を図るため、チェックシートを今回の指摘内容を踏まえた内容に改訂し、令和7年度の工事発注より活用している。</p> <p>また、工事の積算において謝りやすい事例や過去の指摘事項をふまえた職場研修を令和7年3月に実施するとともに、十分な設計・精査時間を確保するよう課内に周知徹底し、再発防止を図っている。</p>	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	工事	3	（第71746号別冊）	P	環境局	施設課	指摘	<p>イ 土工量の算出を適正に行うべきもの</p> <p>別府ヶ浦池西側道路（久山町域）道路改良工事（その1）[No.1]（契約金額1億2,802万2,400円）</p> <p>本工事はごみ処理施設周辺の道路改良工事である。</p> <p>土工量の算出においては、「土木工事標準積算基準書」に規定されている土量変化率を考慮する必要があるが、不足土の積算において、誤った土量変化率を考慮して土工量の算出を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	措置済	<p>土工量の算出については、令和7年4月から新たにチェックシートを作成し、設計時に設計者及び精査者によるダブルチェックを行うこととし、再発防止を図っている。</p> <p>また、毎年度課内研修にて行っている監査研修に今回の指摘内容を追加し、令和7年5月に課内全体に周知することで再発防止を図っている。</p>	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	工事	4	（第71746号別冊）	P	環境局	施設課	指摘	<p>ウ 土工量の算出を適正に行うべきもの</p> <p>東部（伏谷）埋立場 第4区画整備工事（その9）[No.2]（契約金額9,818万7,100円）</p> <p>本工事は廃棄物最終処分場の容量を確保するために法面等を整備する工事である。</p> <p>土工量の算出においては、「土木工事標準積算基準書」に規定されている土量変化率を考慮する必要があるが、不足土の積算において、誤った土量変化率を考慮して土工量の算出を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	措置済	<p>土工量の算出については、令和7年4月から新たにチェックシートを作成し、設計時に設計者及び精査者によるダブルチェックを行うこととし、再発防止を図っている。</p> <p>また、毎年度課内研修にて行っている監査研修に今回の指摘内容を追加し、令和7年5月に課内全体に周知することで再発防止を図っている。</p>	R7.12.2

監査結果に対する措置状況（令和6年度-第2期-定期監査）

年度	監査種別		番号	公報		対象所属		監査の結果		措置の状況・市の見解		通知日
				公表日	号	局区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容	
R6	定期監査	第2期	工事	5	R714.65号.22別冊)	P・I・O	環境局 臨海工場	指摘	エ 炉内耐火物補修の積算を適正に行うべきもの 臨海工場焼却炉定期修理 [No.16]（契約金額3億4,158万9,600円） 本工事はごみ焼却処理施設における焼却炉の定期修理を行うものである。炉内耐火物補修の積算において、一部の材料費及び材料に係る現地までの輸送費を誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	今回の指摘内容については、見積段階の確認体制を見直し、設計者・精査者・係長の三者による精査プロセスを経たうえで積算を行う運用に是正している。 また、令和7年度分から、未計上項目が一目で確認できるよう積算シートの様式を改善するとともに、業者への見積条件の周知徹底及び設計積算要領やチェックポイントに関する勉強会を課内にて令和7年6月に実施し、再発防止を図っている。	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	工事	6	R714.65号.22別冊)	P・I・O	住宅都市局 整備課	指摘	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの ア 共通仮設費、構造物取壊し工及び溶出試験費他の積算を適正に行うべきもの 桜原桜公園整備（その1）工事 [No.7]（契約金額1億863万4,900円） 本工事は公園の拡張整備工事である。 地盤改良機械の分解、組立費及び試験調査費について共通仮設費で計上することとなっているが、誤って直接工事費で計上していた。 また、構造物取壊し工について既存の構造物（改良された地盤）を取壊して工事区域内で再利用を行うため、積み出しの必要がないにもかかわらず誤って積み込み費を計上していた。 さらに、敷鉄板の賃料及び運搬費の算出において、誤った設置数量を計上していた。 その結果、過大な積算となっていた。 地盤改良に伴う六価クロム溶出試験について検体数の計上が不足していた結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	共通仮設費、構造物取壊し工、溶出試験費及び敷鉄板の積算の誤りについては、令和7年5月に、課内研修を行った。また、所属職員の異動等もあることから、次年度からも、年度当初に監査指摘事項の課内研修を実施する。 また、令和7年5月から、新たに間接費の計上についてのチェックリストでの確認を実施し、再発防止を図っている。	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	工事	7	R714.65号.22別冊)	P・I・I	住宅都市局 植物園	指摘	イ 給水設備工事及び共通費の積算を適正に行うべきもの 植物園給水管等更新工事 [No.24]（契約金額7,311万8,100円） 本工事は植物園の給水管等を更新する工事である。 給水設備工事の積算において、設計変更の際に給水管に対する保温工事の数量を誤った結果、過小な積算となっていた。 共通費について、改修工事として算定する必要があるが、誤って新営工事として算定していた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	給水設備工事の積算及び共通費の算定誤りについては、令和7年6月に、見落とししやすい積算項目のリスト化を実施するとともに、余裕を持った精査期間を設けることで、チェック制度の向上を図り、再発防止に努めている。 また、令和7年6月から新たに、誤りやすい事例等に特化した積算研修を実施し（毎年度、人事異動後に実施する）、専門知識の向上を図っている。	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	工事	8	R714.65号.22別冊)	P・I・I	住宅都市局 整備課	指摘	施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの ア 建設リサイクル法を遵守すべきもの [重点事項] 上月隈中央公園フェンス整備工事 [No.5]（契約金額5,672万1,500円） 本工事は公園のフェンスを整備する工事である。 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第11条等の規定に基づき福岡市長に通知しなければならないこととなっているが、通知していなかった。 今後は、適正な施工管理に努められたい。	措置済	建設リサイクル法関係通知書の提出については、今回の指摘を踏まえ、改めて課の所属職員に周知徹底と再発防止を図るため、毎月の係会議において提出状況を確認することとし、令和7年5月に課内研修を行った。また、所属職員の異動等もあることから、次年度からも、年度当初に監査指摘事項の課内研修を実施する。	R7.12.2

監査結果に対する措置状況（令和6年度-第2期-定期監査）

年度	監査種別		番号	公報		対象所属		監査の結果		措置の状況・市の見解		通知日
				公表日	号	局区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容	
R6	定期監査	第2期	工事	9	R714.65.22	P・I2	東区役所 維持管理課	指摘	委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ア 支払業務を適正に行うべきもの 単価契約 令和5年度東区公園等維持管理業務委託（その3）[No.4]（契約金額6,831万7,692円） 本委託は公園管理等を行う単価契約方式の業務委託である。 本委託は必要が生じた都度指令し、その指令書毎に支払いを行うものであるが、複数の指令書において履行完了の確認から支払いまで長期日数を要し、不適切な事務処理がなされていた。 今後は、本業務の特性を踏まえた再発防止策を講じ、適正な支払業務に努められたい。	措置済	支払事務の進捗について、執行確認表による確認時期を毎月末として明確化するとともに、所属長を含めた複数職員が同時に確認するよう見直した。あわせて受注者に対しては、速やかに請求するよう引き続き指導するとともに、請求が大幅に遅れた際は文書にて催促し、支払い業務が適切に行えるよう受注者への指導方法を強化し、再発防止を図っている。 また、指摘内容および再発防止策について、令和7年4月に課内研修を行い、速やかな支払いについての認識の徹底を図った。	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	工事	10	R714.65.22	P・I2	水道局 設備課	指摘	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ア 配管工及び鋼製架台製作工の積算を適正に行うべきもの 番付取水場活性炭注入機械設備更新工事 [総合評価] [No.14]（契約金額4億3,373万円） 本工事は取水場における活性炭注入設備を更新する工事である。 配管工の積算において、活性炭注入管の既設管への接続に伴う不断水分岐工に係る費用を誤って計上していなかった。 また、鋼製架台製作工について、部材毎の単価を適用することとしているが、誤って全部材で同一の単価を適用しており、塗装工を誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	指摘内容については、再発防止のため、令和7年7月に課内研修を実施し、所属職員へ周知徹底を図った。次年度以降も今回の事例や監査の指摘事例等を題材とした課内研修を定期的実施する。 また、設計書作成時に使用するチェックリストについて令和7年4月に改訂を行い、チェック体制を強化することで再発防止を図っている。	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	工事	11	R714.65.22	P・I3	水道局 設備課	指摘	施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ア 建設リサイクル法を遵守すべきもの [重点事項] 夫婦石浄水場中央監視制御設備更新工事 [総合評価] [No.13]（契約金額6億6,074万8,000円） 本工事は浄水場の中央監視制御設備の更新を行う工事である。 当初契約では「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当していなかったが、設計変更にてハンドホールコンクリート削孔を追加したため対象建設工事に該当することになった。 しかしながら、その場合は、発注者は同法第11条等の規定に基づき福岡市長に通知しなければならないこととなっているが通知していなかった。 今後は、適正な施工管理に努められたい。	措置済	指摘内容については、再発防止のため、令和7年7月に課内研修を実施し、所属職員へ周知徹底を図った。次年度以降も今回の事例や監査の指摘事例等を題材とした課内研修を定期的実施する。 また、工事監督時に使用するチェックリストを令和7年4月に作成し、工事の各段階でのチェック体制を強化することで再発防止を図っている。	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	工事	12	R714.65.22	P・I3	財政局 設備課	指摘	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ア 設計変更を適正に行うべきもの [重点事項] 油山市民の森給排水施設改修設備工事（その2）[No.14]（契約金額8,765万9,000円） 本工事は油山市民の森のリニューアルに伴い給排水施設を改修する工事である。 受水槽の組立形について、当初設計ではリニューアル後の開業日程に間に合わせるために、高価であるが工期を短縮できるボルト組立形としていたが、契約後の工程変更により安価の溶接組立形でも対応できたため、溶接組立形で施工した。 しかしながら、必要となる減額変更を行っておらず、その結果、過大な支出になっていた。 今後は、適正な設計変更努められたい。	措置済	今回の指摘内容を令和7年6月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施した。 また、設計変更ガイドラインに基づく対応を令和7年7月の課内研修で再確認を図ると共に検査課とも連携し、再発防止に努めている。	R7.12.2

監査結果に対する措置状況（令和6年度-第2期-定期監査）

年度	監査種別		番号	公報		対象所属		監査の結果		措置の状況・市の見解		通知日	
				公表日	号	局区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容		
R6	定期監査	第2期	13	（第7146号別冊）	R7146号別冊	P・14	財政局	設備課	指摘	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>ア 配管材及び共通費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>雁の巣レクリエーションセンター散水ポンプ室更新衛生設備工事 [No.18]（契約金額4,187万3,700円） 本工事は雁の巣レクリエーションセンターにおける散水ポンプ室の更新に伴う衛生設備工事である。 衛生設備工事の積算において、配管材の積算については、「公共建築工事標準単価積算基準」に基づく と、直管単価に加えて直管単価に所定の率を乗じて算出される継手費も含めた複合単価を用いることとな っているが、本工事における散水管は直管と継手が別材質であるため、複合単価から継手費を控除した うえで別材質の継手を別途に計上する必要がある。しかしながら、誤って複合単価から継手費を控除せず に別材質の継手を別途に計上していた。 また、共通費について、ポンプ室の新築に伴う工事であるため、新営工事として算定する必要があった が、誤って改修工事として算定していた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	措置済	<p>今回の指摘内容を、令和7年6月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。</p>	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	14	（第7146号別冊）	R7146号別冊	P・14	財政局	設備課	指摘	<p>イ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>中央区役所・交通局合同庁舎空調設備更新工事 [総合評価] [No.4]（契約金額1億8,718万8,100円） 本工事は中央区役所・交通局合同庁舎の空調設備を更新する工事である。 空調設備工事の積算において、外調機の分割搬入に伴う組立費を誤って計上していなかった。 また、屋外の冷媒管を保護するダクトに係る労務費を誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 自動制御設備の撤去に係る産業廃棄物処理費について、本市単価を適用すべきところ、誤って専門業者 の見積りにより決定した単価を適用していた。 また、外調機に対して総合調整費を計上していたが、当該機器は単体で運転するため、総合調整費の計 上は不要であった。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	措置済	<p>今回の指摘内容を、令和7年6月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。</p>	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	15	（第7146号別冊）	R7146号別冊	P・15	財政局	設備課	指摘	<p>ウ 機器搬出入費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>中央区役所交通局合同庁舎受変電設備更新工事 [総合評価] [No.5]（契約金額2億8,753万2,300円） 本工事は中央区役所・交通局合同庁舎の受変電設備の更新を行う工事である。 受変電設備工事における機器搬出入費の積算において、昼間作業の単価で計上すべきところ、誤って夜 間作業の単価で計上していた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	措置済	<p>今回の指摘内容を、令和7年6月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。</p>	R7.12.2
R6	定期監査	第2期	16	（第7146号別冊）	R7146号別冊	P・15	財政局	設備課	指摘	<p>空調設備工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>月隈収蔵庫除湿機設置工事 [No.4]（契約金額1,965万5,460円） 本工事は災害用備蓄品を保管する収蔵庫に除湿機を設置する工事である。 空調設備工事の積算において、ダクト材の単価や数量が誤っていた結果、過大な積算となっていた。 除湿機について、誤って仕様を満足していない見積りを採用して単価を決定した結果、過小な積算とな っていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	措置済	<p>今回の指摘内容を、令和7年6月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。</p>	R7.12.2

監査結果に対する措置状況（令和6年度-第2期-定期監査）

年度	監査種別		番号	公報		対象所属		監査の結果		措置の状況・市の見解		通知日
				公表日	号	期区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容	
R6	定期監査	第2期 工事	17	（第7146号別冊）	R74.522	P・I6	財政局 設備課	指摘	<p>オ 給排水設備工事の積算を適正に行うべきもの 油山市民の森給排水施設改修設備工事（その2）[No.14]（契約金額8,765万9,000円） 本工事は油山市民の森のリニューアルに伴い給排水施設を改修する工事である。 給排水設備工事の積算において、受水槽の据付費について、採用した見積りに含まれる据付費に加えて、歩掛による据付費も重複して計上していた。 また、給排水管の布設に伴うアスファルト舗装復旧工事及び受水槽周りのフェンス設置工事について、単価適用が誤っていた。 その結果、過大な積算となっていた。 浄化槽の据付費について、誤った歩掛を適用しており、また、自動滅菌装置における梱包運送費を誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	措置済	<p>今回の指摘内容を、令和7年6月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。</p>	R7.12.2
R6	定期監査	第2期 工事	18	（第7146号別冊）	R74.522	P・I6	財政局 設備課	指摘	<p>契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ア 契約変更を適正に行うべきもの [重点事項] 油山市民の森給排水施設改修設備工事（その2）[No.14]（契約金額8,765万9,000円） 本工事は油山市民の森のリニューアルに伴い給排水施設を改修する工事である。 屋外排水管における自在継手について、施工中の受発注者間の協議により、施工が必要であることを確認したが、監督員は当該内容については当初設計図書に明示されていないと認識したため、契約変更にて要する費用を増額した。 しかしながら、当該内容は当初設計図書に明示されていたため、契約変更の対象外であり、増額変更を行ったことは不適切であった。 今後は、適正な契約変更にも努められたい。</p>	措置済	<p>今回の指摘内容を令和7年6月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施した。また、設計変更ガイドラインに基づく対応を、令和7年7月の課内研修で再確認を図ると共に検査課とも連携し、再発防止に努めている。</p>	R7.12.2